

平成16年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
報 告 書

主任研究者 鈴木 力

(被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究)

平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）
被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究
主任研究者 鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

研究課題 被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究

課題番号 15060601

主任研究者 鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

分担研究者 山田 勝美（長崎純心大学） 天羽 浩一（鹿児島国際大学） 谷口 純世（愛知淑徳大学） 齋藤 美江子（東京都八王子児童相談所） 村田 一昭（愛知県立大学）

篠島 里佳（横浜中央児童相談所） 内海 新祐（旭児童ホーム）

目 次

1. 本研究の概要	2
2. 家族支援に対する心理職の役割	
―児童養護施設の心理職の一例―	4
3. 児童養護施設の小規模化における里親型ファミリー・グループホームの 位置づけ	9
―新たな社会的養護体系のモデル化に関する検討―	
4. 里親（ファミリー・グループホーム）における家族支援の あり方に関する研究	17
―ファミリー・グループホームにおける職員への個別面接調査を通して―	
5. 児童養護施設におけるファミリー・ソーシャルワークの確立にむけた一試論	30
―理論的アプローチを基盤として―	

本研究の概要

主任研究者：鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

1 研究目的

今日居住型児童福祉施設における被虐待を経験した子どもの入所率は高まり、例えば全国養護施設協議会調査（平成13年度）によれば、児童養護施設入所児のうち被虐待体験児童は約53%を占めている。また滝川一廣らによる情緒障害児短期治療施設における調査研究*によれば、「入所児のうち被虐待児が占める割合が50%を超えると職員の負担が急に高くなり、60～70%を超すとぎりぎりでのいでの感じになる。80～90%になると個々の問題の対応で精一杯で全体が見えなくなり、『施設崩壊』を体験した2施設ではいずれもこの段階で『崩壊』が起きている。」という。

こうした「危機的状況」をむかえている居住型児童福祉施設や里親制度の現状に対して、本研究班ではまず児童福祉施設や里親、ファミリー・グループホームで生活する被虐待を体験した子どもへの現在の援助内容について質的調査を中心とする研究を行う。このことから、子どもの回復に向けた援助過程に関するモデルの策定を行うことを目的とする。

さらに、児童福祉施設などにおける虐待を受けた子どもへの生活や対人関係における関係の質的向上に関する援助システムについて研究を進め、また虐待を行った保護者や家族についての援助内容や子どもの回復援助プロセスとの関連について検討し、子どもの援助や「家族の再統合」の有効性の高いプログラム策定への基本的な視点を明らかにする。

*1 平成12年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書、滝川一廣ほか「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する研究」、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、平成13年3月31日発行、pp. 7

2 研究の内容およびその方法

本研究班では、以下の研究方法によって本年度の研究目的達成に努めた。

- 1) 家庭支援専門相談員などによる、児童養護施設におけるファミリー・ソーシャルワークの現状と課題、その家庭支援モデルに関する研究。家庭支援専門相談員の具体的な援助行為を把握することを通して、有効な家族支援の実践方法を明確にするための児童養護施設に対するヒアリング調査を行う。具体的にはここ2年間で虐待とネグレクトを理由に入所した児童のケース（各1ケース）について、施設入所後に家族支援専門相談員もしくはそれに準ずる職員の家族への支援活動によって家庭引き取りとなった事例、もしくは家庭引き取りに至らないものの親子関係に改善がみられた事例についてヒアリングによる質的調査を行い、援助過程に関する分析を行う。
- 2) 里親や里親型ファミリー・グループホームにおける被虐待児への援助および家庭支援の現状の課題、里親やファミリー・グループホームに対するレスパイトなどを含めた援助・支援に関する研究。里親およびファミリー・グループホームについて、子どもおよび家庭に対する援助・支援の内容、関係機関との連携やレスパ

イトサービスなどの里親やファミリー・グループホームに対する支援の現状についてヒアリング調査を行う。このことから、里親やファミリー・グループホームにおける保護者に対する援助に関する現状の課題を明らかにし、さらに里親やファミリー・グループホームに対する支援のあり方のモデルを策定、提示する。

- 3) 児童福祉施設における心理担当職員の役割に関する研究。児童福祉施設における心理担当職員が行う子どもに対する援助と保護者に関する関わりのあるあり方について、前年度行った文献レビューを元に、実践可能な心理担当職員の援助内容のモデルについて提起する。
- 4) 児童養護施設、里親、地域小規模児童養護施設、里親型ファミリー・グループホームなどの社会的養護システムの整備に関する研究。今日の被虐待経験を持つ子どもの入所の増加とともに、社会的養護としては「家族の再統合」や「子どもの自立支援」をどのように行うかが重要課題となっている。本研究ではまずこうした社会的養護を担う諸資源の内容についてレビューし、政策論的視点から2)のヒアリング調査研究で明らかになった課題対応方法について検討する。
- 5) 全英里親協会発行、“The Skills to Foster”の翻訳。本研究班では、全英里親協会発行の“The Skills to Foster”の著作権を得た。現在分担研究者による翻訳を行い、里親制度における家庭支援を含めた里親の技能向上のために紹介する。

3 研究成果および考察

研究成果および考察については、本研究班の研究報告によって詳細を述べることにしたが、多くの成果をあげることができた。例えば本研究での成果として明らかとなったこととしては、例えば基本的な家庭支援の視点としてアセスメントプロセスと分離における子どもと保護者双方の合意形成プロセスへ着目した援助モデルの必要性などが挙げられる。また、社会的養護システム総体についても、例えば里親などに対する地域社会の援助・支援機関の導入などの必要性とその根拠なども明らかになった。

4 評価（達成度、研究成果の意義、今後の展望）

本研究では「2 研究の内容とその方法」で述べた多角的な調査の分析を元に、被虐待経験を持つ子どもの回復に向けた生活援助・支援モデルを策定し、プログラム化に向けた研究を行った。これは子どもの回復という視点から保護者・家族への援助方法確立のための端緒となる基礎的研究であるとともに、早急に新たな視点や援助・支援方法といった方策が必要となっている社会的養護の現場において活用可能な援助・支援モデルを提供する独創的な研究となっている。

今後は本研究で明らかになった家庭支援や社会的養護に内包しているシステム上の課題に対応するため、一つは児童福祉施設などにおける養護内容の質的向上に関する研究につなげ、さらに二点目としては制度的基盤の改革を含めた社会的養護システムの再構成に向けた研究を行っていきたい。

家族支援に対する心理職の役割

—児童養護施設の心理職の一例—

内海新祐（旭児童ホーム 臨床心理士）

1 はじめに

本稿では、「家族支援」という課題に対して、児童養護施設の心理職ができることを検討する。だが、「児童養護施設の心理職」とひとくちにいても、その勤務のあり方、仕事の比重の置き方は施設によってさまざまであり（内海、2004）、ここではもっぱら筆者の日頃の仕事状況やその実感にもとづいて検討するので、普遍性・一般性を備えた主張のつもりはない。今後の議論のための一素材として位置づけられればと思う。

2 「家族支援」に対する仕事の概況

筆者は、家族に対して直接に関わった（介入した）ことはあまりない。少なくとも、継続的にメインの役割を担ったことはない。「家族支援」という言葉に対して、たとえば「家族療法」のような、「心理職が家族に直接的・継続的に介入する」というイメージをもつならば、そういった関わりは皆無である。

では、「家族の支援に関係すること」を何もしていないかということ、何がしかしていると思う。ただ、それはいつも間接的・補足的なものである。具体的には二つほどある。一つは、担当者や施設長との協議の上、時に応じて家族を含めた話し合いに同席することである。もう一つは、自分が実際に同席しない場合でも、最近の親子関係の様相や子どもの状態像について、家族と接する職員とよく話し合うことである。

（1）家族との話し合いに同席すること

ここで求められていることは、おもに次の二つである。

- ① 家族に直接会うことで、親や、親子の関係などについての理解を深めること。
- ② 必要があれば子どもの状態について心理職としての理解を家族に伝えること。

①は、家族に対して、こちら（施設側）がより多様で柔軟な見解を持てるようになることをおもなねらいとしている。断定的で固定化した理解は事態の膠着やいたずらな対立の温床となり、双方のゆとりを奪う可能性を孕んでいる。それを極力避けるため、複数の視点から理解することを試みるのである（註1）。支援する側が相互に支え合う感覚を持ちながらゆとりのある視線や態度を保つ工夫は、まずは施設自身のためではあるが、結局はそれが家族のためになると考えられるからこそ行われるのである。その意味で間接的な家族支援といえる。

当の家族としては、「心理職」なる役職が不意に登場することは、場合によっては何か品定めでもされている気分になることもあるかもしれない。だが、多くの場合は導入や設定の仕方次第だと思う。筆者らの場合、筆者が「私もお子さんに関わっている者の一人ですので…」と同席を請うたり、同席する職員が「この者も関わっているので、ちょっと一緒に考えてもらおうと思って」と私を紹介したりして場が設けられるが、大抵はこのような入り方で、先方の抵抗感や被圧倒感を惹き起こすよりも、こちらの支援体制の手厚さを示

しえていると思う。これが伝わるならば、家族に対する支援を補足的におこなっていると
いえるだろう。この側面は、②が的確になされればより補強されることになるだろう。

(2) 家族と接する職員との話し合い

もう一つはさらに間接的なもので、自分が実際に同席しないで、最近の親子関係の様相
や子どもの状態像について、家族と接する職員とよく話し合うことである。そして、それ
をもとに筆者なりの見解を持ち、職員と共有し、子どもと家族についての理解を深めるこ
とである。時には職員とケース記録を一緒に読み返したり、外部のケースカンファレンス
に共に出かけられることもある。要するに、同席はしないけれども、意味合いとしては(1)の①
と同じと考えて良いだろう。比率としてはこちらの方が高い。

このような形をとるのは、心理職が家族と会うと、メリットよりデメリットの方が大き
くなると予測される場合もある（たとえば、狭義の「心理療法」として筆者が個別に会っ
ている子どもが親への複雑な思いを訴えている局面など）し、また、特定の職員としか関
係が作れず、複数の職員が窓口になると事態が混乱するので対応する職員を特定の誰かに
絞らざるを得ないなど、時にある「窮屈さ」や「やっかいさ」をこちらに感じさせる家族
もいるからである。話を共にする頭数が多い方が良いとは常にはいえない。それゆえ同席
は「時に応じ」なのである。この辺りの判断は当施設ではおもに施設長が行うが、担当者
や心理職が申し出ることもある。

3 事例（本質を損なわない程度に脚色を加えてある）

小学校低学年男子。きょうだいの中で自分だけが施設に預けられた過去をことあるごと
に持ち出しては片親をなじり、そこに負い目をもつ親にモノを買わせるということが繰り返
返されていた。セラピー（ここでは個別の遊戯療法的面接を指す）の中でも、「良いもの」
はすべて自分が持っており、セラピスト（筆者）は貧弱なものしか持っていない、その僅
かなものをも最後には奪うという遊びが繰り返された。セラピストは、その繰り返しの中
で、際限なく食られるような惨めな感覚を覚えながら、しかしそれが決して相手にとって
の「満たされた感じ」になっていかない徒労感のようなものを深めていた。

親は、生活が思うように回って行かないことについて、ともすれば周囲を見下すような
物言いになりやすく、その分孤立しがちであった。いつ果てるともない子どもの要求、そ
れに対する苛立ち、しかし底流にある罪悪感、愚痴めいた思い…このような気持ちはもっ
ぱらこの子の担当職員が聴き、親もこの職員を頼る気持ちを強く持つようになった。だが、
時に強くなりすぎ、この職員も一人で親の話を聴くことに重たさを感じるようになってい
った。重たさが強くなるにつれ、職員は施設長や筆者とともに話をすることが自然に増え
ていった。筆者がセラピーで子どもに対して感じる先述の感覚は、生活を共にする担当職
員も強く共感できるようであった。同様の様子は生活の端々に見え、周囲の大人も子ども
も苛立つことがしばしばあったからである。

あるとき親との話し合いに、施設長、担当者と共に同席することとなった。親の勤務状
況の変化に伴い、外泊や帰省をどのようにするかが話し合いの表向き目的であったが、
親は子どもに手を焼いているからそれも話題にした方が良いだろう、との判断が施設長に

あったようである。はたして話題は子どものことになり、「この子はわがまま過ぎる」という流れで、筆者はセラピーで受ける感覚を（具体的な遊びの内容は伏せつつ）述べてみた。「なにか搾り取られるような感じ、でしょうか…こちらの後ろめたさをうまくつついてくるといふか。でも、欲しいというものをいくら上げても満たされていかないような…ずっと付き合っていると私もそんな感じがしてくることがあるものですから…」

このとき、その方もそうそう、と我が意を得たといった感じで強く肯き、精一杯やってきたけれど、どんなにやってもあの子には足りないのだ、と肩を落とし半ば自棄的に、嘆息交じりに話された。筆者は、「欲しいものがぱっと手に入ることを望んでいるわけではないのかも、という気もするんです。要求がこれだけ続くということは。もともとのパワーが強い、というのもある気がしますけど、ひょっとしたら、むしろ自分の要求に揺れないで、自信を持って立っていて欲しい、という気持ちもあるかもしれないと…」と言葉を継いだ。——このような見方は、それまで筆者がスーパービジョンを受けたり施設長や担当者と話し合ったりする中で生み出され、ある程度共有されていたものであるが、実際の親の様子を見て筆者は意を強くした。担当者も、実際これまで親御さんがそのときどきの事情の中で十分やってこられた旨を自然と支持した。この方は、そうですかね、そう聞き直してもいいんでしょうかね、と思わぬ支持にやや意外の感を持ちつつ、しかしいくばくか力を得たように見受けられた。

4 「家族支援」に対して児童養護施設の心理職ができること

上の例で、筆者は、家族との話合いに同席して親の実際状況についての理解を深めながら（2の(1)の①）、心理職としての理解を家族に伝えた（2の(1)の②）。そしてこれは、家族と接する職員とよく話をする（2の(2)）が土壌になっている。要するに、家族に対しても職員に対しても、心理職としての理解を提供し、ともに考えることがその役割ということになる。だとすれば、心理職としては、この「心理職としての理解」をできるだけ確なものにしなければならない。そのための努力こそは児童養護施設における心理職の基本的なルーティン・ワークである。つまり、逆説的なことだが、子どもとの「心理療法」に勤しみ子どもについての理解を深めること、子どもと生活する職員とのコンサルテーションを通して子どもと家族への理解を新たにすること。またその理解を共有していくこと、共有できる言葉を探し磨いていくこと。——こうしたルーティン・ワークが、すなわちそのまま施設内の心理職による家族支援ということになる。

これまでの実践報告によれば、児童養護施設の心理職が家族に対して直接的にアプローチしている例はほとんどない。「現時点では、子どもを対象とするのが精一杯」（廣藤,2002）ということもあるかもしれないが、しかしそうでなかったとしても、筆者は上述のようなスタンスで仕事を重ねているせいもあり、施設内の心理職は家族支援という課題に対しては、間接的、補足的な位置に留まっていた方が良いのではないかと考えている。少なくとも、「心理職」「家族」というキーワードから「家族療法」的なものを連想し、介入の担い手として期待することは、理路としては分からないでもないが実務感覚としては懐疑的である。なぜなら、他に直接的・中心的な役割を担うのに適切な人がいるからである。具体的にはソーシャルワーカー（施設の「顔」として家族に会う人：当施設では現在、施設長

がこれを担うことが多い)、もしくは子どもの担当者である。

多くの場合、施設と家族の接触は、「親子分離」「入所」という事態をめぐって開始される。このとき家族は、どんな人が、どのように自分たちのことを見なし、どういう考えをもって関わろうというのか、何をしてくれるのか(くれないのか)、ということが知りたいであろう。援助者側の言葉で言えば「見立て」「方針」に関することである。家族としては、そういう相手の言葉に権威を求めるであろう。これはもちろん「偉い」とか「威張る」ことではなくて、言葉の本来の意味での authority、つまり責任の所在である。「施設としてどうなのか」「子どもと暮らす人としてどうなのか」の表明。この役を果たすのは、FSW(ファミリー・ソーシャル・ワーカー)(註2)と担当者がふさわしい。そういう流れで事が始まっている以上、その後も彼らが中心的役割を継続するのが家族にしてみれば自然であると思われる(どちらが基本窓口になるかは事例の性質によるだろう。)

また、確かに心理臨床の領域は、「親」や「家族」を対象にしたアプローチを行ってきた歴史があり、理論的・実践的な知見の蓄積がそれ相応にある。だが、これらのアプローチは、基本的には「外来治療構造」という条件の中で磨かれたものである。「外来治療構造」は、一定の問題意識を持ち、事態の改善のために時間的・金銭的コストをかけ、定期的・継続的に治療に参加する、という前提によって維持される。子どもが入所にまで至る家族は、しばしばこの前提の成立自体に困難を伴う家族である。「だから外来で培われた知見は役に立たない」とまではいわない。だが、成立困難なこの前提を成り立たせていく営みがソーシャルワークであり、これは片手間では為しえない一つの専門領域のように思う。したがって、もし施設内の心理職がここに関わるとしても、あくまで「問題に対する理解作り」や「支援体制の提示」のプロセスにチームの一員としてフレキシブルに加わる、という位置づけが適切と思われるのである。

前年度の研究報告書によれば、「親との関係が改善された事例」の共通要因の中項目に「子どもの良好な変化」があげられていた(山田ほか、2004)。子どもの状態像が少しでも良くなる努力をすることも間接的な家族支援であることを上の報告は示している。施設内の心理職なら、まずはここに専心すべきだと思う。むしろ、視野が「子ども」だけに固定されているのは不備である。要保護児童の問題は、親子それぞれの生物学的、心理的要因、またその相互作用、そして社会・経済的要因など、さまざまな要因が複雑に絡まり合っており、視野は広くあるべきである。しかし、視野を広く持つことと一つの担い手が実際に手をつける対象を広げることは同義ではない。総花的な関わりは実効性に薄いと思われる。

5 おわりに

本稿では、家族支援という課題に対して児童養護施設の心理職ができることを検討するため、それに相当する筆者の仕事の概況を示した。次いで事例を提示し、その実際の様子を素描した。結論として、特別な何かをするのではなく、心理職としての日常業務を地道におこなうことが、すなわちそのまま家族支援であるという見解を示した。

以上のように結論づけたのは、筆者が「自分としてはこれで(が)いい」「それで家族支援の一部を担っている」という認識を持っているからである。だが当然、次の疑問も生じるだろう。筆者が示したような間接的・補足的な関わりを通し、はたして家族は本当に

支援されている（た）のか？——この判断は究極的には保留というほかない。提示した事例に関して言えば、親の経済状態が改善し、退所となってから数年経っても破綻はせずにやっているらしいが、さまざまな人のさまざまな関わりの中で、心理職の仕事がどこまでそこに貢献したのか、そのほどを査定するのは難しい。その後も劇的に親子関係が変わったわけではなく、相変わらずのパターンはしばしば続いたし、今もあると仄聞する。それに、支援の成否は本当はその生が終わるまで分からない（事例に書くと綻びるという怖いジンクスもある。この事例がそうならないことを祈る）。しかし、将来のことは予測できないにしても、あのときこの方から「自分の大変さがこの人たちにも伝わった」という表情を感じたのは筆者の独りよがりではなかったし（担当者も同様の感想だった）、その後施設との信頼関係も強まったといえるようには思う。そのような関係の中で人生の一定期間を過ごせたことは、少なくともその逆よりはいいであろう——家族支援への貢献に対する判断は、今のところこの程度に留まらざるを得ない。心許なさは確かに残る。だがその一方で、どのような政策や専門家を組み合わせるにしても、家族支援とは、結局はこのようにささやかな改善や望みをねらい、積み重ねる以外ないのではないかと筆者は考えている。とはいえ、冒頭にも述べたように、本稿は一素材である。児童養護施設における心理職の歴史自体がまだ浅い。今後の知見の蓄積を待ちたい。

<註>

（註1）施設内の力関係によっては、偏った見方を補強してしまう危険性もある。異なる意見が自由に提示され、行き交うことの出来る土壌が前提として必要である。これ自体、言うは易く実現は難しいことではあるが、しかし逆に、難しい（決して自明のものではなく、努力して築くものだ）と認識している方が、危険を回避する可能性に開かれると思う。

（註2）この施設内の新職種をどのように稼働させるかは、それ自体が大きな課題であろう。施設内の心理職をどのように稼働させるかがいまだ課題であり続けているように。

<文献>

- ・ 廣藤稚子 2002 「子どもへの心理療法の実践」（全国児童養護施設問題研究会（編）子ども虐待と援助 ミネルヴァ書房）p74 - 82
- ・ 内海新祐 2004 児童福祉施設における心理治療的アプローチの現状と課題——情緒障害児短期治療施設・児童養護施設を中心に——（鈴木力（編）平成15年度厚生労働省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書）p172 - 181
- ・ 山田勝美ほか 2004 児童福祉施設における虐待事例に対する家族援助のあり方に関する研究——居住型児童福祉施設における職員への個別面接調査を通して——（鈴木力（編）平成15年度厚生労働省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書）p195 - 215

児童養護施設の小規模化における里親型ファミリー・グループホームの位置づけ —新たな社会的養護体系のモデル化に関する検討

鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

1 問題の所在

今日児童養護施設などの児童福祉施設では虐待を体験した子どもの割合が増加している。そのため家庭との分離が必要な子どもを受け入れて生活の場として機能する児童養護施設においては、従来から児童養護施設の多数を占めている「大規模収容」型の大（中）舎制などの養護形態では治療的な関わりを含む個々の子どものニーズに応じた効果的な対応や援助が難しくなりやすく、子どもの個別性を重視した治療的な対応や援助、生活場面での子どもとの愛着関係の構築や適切な自立支援のあり方などに向けた多くの課題が残されている。本論では特に子どもの援助の前提となる当事者としての権利擁護の視点に立ち、援助内容の充実させることによって自立支援を実現し、さらに効果的な援助形態・体制としての施設の小規模化が問われている。本稿では特に虐待を受けた子どもや家族に対する効果的な援助を行うための養護形態のシステム化について考察する。

ただし「効果的な養護形態のシステム化」については、職員の配置基準、子どもに対する養護内容や養護環境、保護者・親に対する援助・支援システム、施設の運営管理や援助体制、地域社会と施設の関係、地域社会のネットワークとの連携などの多岐に渡る課題やシステムのありようについても複合的に関わってくる。施設形態の小規模化だけによって子どもの養護内容を向上させる体制の確保が可能となるとはいえないが、大規模な集団養護は対人関係上のストレスを生じやすく、また集団維持のための管理主義的な養護内容となりやすい、あるいは個別的なニーズの把握やそれに応じたフレキシブルな援助が難しいなどの改善が図られるべき課題があることは明らかであり、大規模集団養護形態をより小規模かつ地域に根ざした援助形態としていくことは、「児童養護施設近未来像 part II」の前提ともなっている。

こうしたことから、政策的にも新たな養護形態・体制に向けた試みが始まってきている。

まず児童養護施設においては、1992（平成4）年には自立支援を必要とする高齢児を主な対象とした児童自活訓練ホームを事業として行えるようになり、2000（平成12）年度には「実親が死亡したり、行方不明等の場合」といった「長期にわたり家庭復帰が見込めない」ケースに対して「近隣住民との適切な関係を保持」しつつ、「家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所児童の社会的自立が促進される」（地域小規模児童養護施設の設置運営について：厚生省児童家庭局長通知）ように地域小規模児童養護施設が創設された。さらに2004（平成16）年度には、「虐待を受けた児童等の入所が増加しつつあり、虐待を受けた児童等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている児童のケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供」（児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について：厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）するために小規模グループケアが制度化された。このように今日児童養護施設においては、施設の小規模化に向けた制度化が進められている。

また社会的養護の中で「家庭的養護」の中心に位置づけられる里親制度においても、2002（平成 14）年度には厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」が出され、小規模な子どもの養育環境である里親制度の改革が進められた。まず里親養育里親、親族里親、短期里親、専門里親に類型され、里親制度を「里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育である」と公的責任に基づく社会的養護としての明確に位置づけ、さらに「都道府県知事や児童相談所長は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親の行う養育を支援すること」とし、①児童相談所を中心とする里親への支援、②児童福祉施設による里親への支援（特に「家庭支援専門相談員等は、里親への支援等に努めること」とされている）、③児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成すること、④児童相談所による里親に対する養育計画の提示等にも触れている。しかし未だ一般的には里親はボランティアなものとして受け取られることが多く、里親制度の推進も進んでいない。また行政の対応においても、例えばこの通知にあるレスパイトサービスについても、レスパイト先を実際にサービス希望である里親自身が調整するように指導している自治体もあり、また従来からの施設と里親との関係が決して良好とはいえず施設に対する不信感を持つ里親があり、あるいは現状のレスパイト期間や回数 of 妥当性についても検証が必要であるなど、里親を支える仕組みの脆弱さなどに対する具体的な対応が必要である。

2 小規模化と社会的養護に内在化される課題

前述したように、里親制度はわが国の社会的養護体系のうち家庭的養護の中心であるが、実際には「ボランティア」として、篤志家による「私的」事業としてとらえられていることが多い。また、里親自体に対する社会的認知も低い。確かに「里親として子どもを養育する」という里親の意図自体は個人の自発性に基づくものであるが、公的責任に基づく社会的養護体系の中に位置づけられ、社会的養護の必要な子どもを養育する見地からみれば、単純なボランティアというより、社会的な公益性が高く、里親の養育責任も相当に高いものであり、例えばその認定は児童福祉審議会で行われるというように厳しく規制されている。

また里親の拡大型、あるいは児童福祉施設との中間的な存在である地方自治体独自の事業として行われている里親型ファミリー・グループホームは、既存の児童養護施設とは異なり夫婦を養育の中心とする養護形態であり、養護効果もその形態上の特徴から国の制度である地域小規模児童養護施設と共通性が高く、また夫婦による運営ということから地域小規模児童養護施設の設置目的である「家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所児童の社会的自立が促進される」点をより推進しやすいシステムである。地域の一般家庭に担当者夫婦が子どもとともに居住することから近隣・地域との接点を持ちやすく、形態としても個別的な対応が行いやすい小規模かつ家庭的養護形態であり、ノーマで家庭的な養育環境としての役割を果たしやすい。また実際の担当者も児童福祉施設などでの経験を持つなど経験や専門性も高く、高い養護効果が期待される。こうした里親やファミリー・グループホームは既存の児童福祉施設と較べてシステムとしての永続性や運営体制の一般性などの点は劣るが、養護内容や養護効果については特に家庭的で小規模な環境の提供と

いう点から勝ることも多い。しかし、現状ではこうした里親などを十分に支える仕組み（制度的充実、支援システムの明確化、養護内容）という条件整備はまだ整っていないため、本稿ではこの点に関してまず課題提起し、支援モデルについての構想を提起したい。

まず里親と施設の「中間」に存在するファミリー・グループホームやグループホームの実態についてみてみたい。特に里親型ファミリー・グループホームは拡大里親として運用され、東京都、川崎市、横浜市などの自治体では独自の制度の下で既存の社会的養護の狭間を埋める存在として機能している。例えば神奈川県政令指定都市である横浜市や川崎市は、もともと市が持つ養護ニーズに対する施設数（横浜市 7 施設、川崎市 2 施設）および定員枠が少ないため、大規模な政令市（横浜市；350 万人超、川崎市：130 万人超）ではあるが、神奈川県域に協定定員を借りて（それでも実際足りない状況がある）定員を確保している。児童養護施設 旭児童ホーム施設長伊達直利氏が策定した資料「幼保護児童の増加と児童養護施設等の確保について」をみると、横浜市施設総定員数が 364 人（協定定員含め 527 人）、市総人口 3,500（千人）、1 万人あたりの定員割合が 1,04（協定定員含め 1,50）となる。さらに全国では施設定員が 33,651 人、総人口 125,000（千人）、1 万人あたりの定員割合が 2,69、横浜市の協定定員を含めた 1 万人あたりの定員数との割合を比較すると 1,79 となる。例えば施設定員が多い他の政令都市である神戸市と比較すると、神戸市では人口 1 万人あたりの定員数は実に横浜市の 3,36 倍という格差があることがわかる。

このことから伊達は、「横浜市の児童総定員数は全国平均値の約 6 割、政令指定都市の約 4 割が確保されているにすぎない。既に横浜市では、次のような現象が起こっていると考えられる。

- ①「過密化」は明らかである。当然のこととして児童相談所は、保護を要する児童の中で「緊急性」や「重篤化」の高いケースから順に扱っていくしか方策がない。
- ②「緊急性」の高いケースに対応するにしても、児童養護施設等が満杯であれば、さらに一時保護所の増設が必要となるだろう。
- ③や里親などのケアの現場には「重篤化」したケースが集まってしまうので、不調ケースの増加、措置先での「二次虐待」などが増加する。
- ④システム全体の流れがケアの連続性を確保できなくなるため、この先さらに「不適切な養育」をしてしまう次世代の親を多く生み出すことになる。それは新たな要保護児童を増やす、ということである。」とし、入所型（生活型）社会的養護の「過密化」により「緊急ケース」と「重篤ケース」が増加し、「緊急ケース」ではケアの連続性を失い、「重篤ケース」は「ケア現場の崩壊」を促進するため、「ケア現場の崩壊」がさらに「過密化」を促進させるという悪循環に陥るとしている。

こうした現状にあってファミリー・グループホームは、家庭的な養育環境の提供や個別적인対人関係の提供という養護内容に関する自治体の肯定的評価によって運営されてきただけでなく、施設定員の少ない入所型（生活型）社会的養護の定員を補完する役割も担ってきた。実際に現在横浜市では 6 名定員のファミリー・グループホームが 9 箇所定員総数 54、川崎市では 6 名定員の F.G.H. が 6 箇所定員総数 36 となる。この数値からみれば、横浜市や川崎市のファミリー・グループホームはそれぞれ 60 名、40 名定員の児童養護施設 1 か所分程度の定員数となっているといえる。

さらに一般の里親もこの補完的な意味合いが求められる場合も考えられる。また里親やファミリー・グループホームも一時保護所を補完し、緊急一時保護を受け、必要に応じてファミリー・グループホームで里親のレスパイトを行っていることもある。このように自治体では場合によっては里親を一時保護所や施設の補完として、ファミリー・グループホームを施設・里親双方の補完的な位置づけと考えるところもある。

以上みてきたことから、施設関係者などからファミリー・グループホームや里親の支援強化やその拡大の方向性は行政による「安上がり福祉」へとつながる危惧を持つという声もある。しかし現実をみれば社会的養護においても「費用対効果」や「社会的公平性」の視点から制度の運用を考える必要があり、子どもにとってより質の高いサービスが図られ、同時に費用的にもコストパフォーマンスが高いものであればよいといえる。さらにこのことをつきつめれば、単純に現状でかけられている「金額」だけでコストの高低を図るのではなく、制度の中で子どもにとってよりよいサービスが提供できる中身が実現されているのかを検証しておく必要がある。例えば現状ではファミリー・グループホームや里親制度は、レスパイトの機会などを実際に活用することが難しいことも多く、他の援助資源を自前で備える必要があり、何らかの公的な支援システムが作られなければ、これらの制度自体が瓦解する危機にある。さらに子どもや保護者に対する児童相談所などによる援助や支援も不十分であり、里親やファミリー・グループホームの家族に起こる様々なリスク（疾病、事故、加齢など）への対応システムも整っていない。さらに現状のシステムでは、里親やファミリー・グループホームの活動自体がその家族を持って一つの終焉を迎えることになる。それに対して施設は活動組織としての継続性は高く、施設の人員配置や勤務体制などに起因する養護内容の質的な問題の改善を図ることが必要であるが、現状ではその点は優位なところである。

しかし、里親・F.G.H.も児童福祉施設も同様に親子分離が必要となった子どもたちが養育される場（子どもにとって生活の場）であり、まず実際に施設（乳児院、児童養護施設、それに附置される地域小規模児童養護施設）、FGH、専門里親、里親間での単価の差を明らかにし、児童養護施設が一番高い場合にはそれをその差額分を用いてFGHや里親をレスパイトし、支援するために必要な機関を拡充するための費用に当てるなどといった検討も必要である。

筆者は川崎市や横浜市のファミリー・グループホームとかかわりを持ち、筆者自身も横浜市ファミリー・グループホーム（施設）分園型のホームで子どもたちと生活しているが、こうした関わりの中で上ってくるF.G.H.運営上の課題（問題点）としては、「独立型ファミリー・グループホームは外からの援助や支援が少ない」、「児童相談所はファミリー・グループホームをベッド（定員数）としてしかみていないのではないかという疑念を持つ」、「常に終わり（ホームの終焉）を意識する必要がある」、「継続したシステムとしてファミリー・グループホーム制度が連続するシステムを持たないこと」、「こうした状況の中では他の人に進めることはできない」、などの制度に関わる事柄が多くみられる。虐待等の養護問題が増加傾向を示す現在、里親やファミリー・グループホームも社会的養護における重要な資源として「循環する」システムとしていくことが必要である。また厚生労働省においても施設の小規模化の必要性や「地域小規模児童養護施設」を制度として位置づけた

意味としても、子どもにとって養護効果の高い小規模型の養護システムの必要性が高く、そのためにも今後社会的養護体系がさらに整合性を持ったシステムを構築し、より子どもや家庭を支援するに足りる資源となるための抜本的な方策が必要となることが考えられる。

3 措置費制度からみた社会的養護の現状における課題

－措置費における社会的養護体系の現状と課題

こうした問題意識に立ち、現状の社会的養護体系についてまず分析する。分析の糸口としては、養護にかかる費用としての措置費という観点からまず考察する。社会的養護体系は公的責任に基づいて成立しているため、国・地方公共団体から公費としての費用が思弁されている。社会的養護ニーズが個々の子どもによって異なるにしろ、子ども虐待などを含んだ養護問題の発生によって行政機関（児童相談所）によって措置されることはどの社会的養護の資源にも共通する。後述するように養護効果の問題や養護内容の違い、規模、リスクの違いがあるにしても、利用者の権利の視点に立てば、概ね同様の経費がかけられることが「社会的公平性」という点から検討する価値はあると考える。

まず公的な費用制度としての措置費という点から、①児童養護施設、②地域小規模児童養護施設、③自治体単独事業としてのファミリー・グループホーム、④-1 養育里親、④-2 専門里親について検討する。

なお措置費については特別区から丙地まで階層があるため、本論では特甲地であり、③も独自の制度で運営している横浜市や川崎市をモデルにして以下の検討を進めていく。また費用額については、平成16年度のものを利用した。

②の地域小規模児童養護施設はおおむね6名定員であり、年間事務費が約1,600万円（措置単価は平成16年度特甲地で213,080円）で2名の保育士とその他必要な保育士を置くこととなっている。さらに、本体施設が必要であり、あくまで施設が附置する分園として位置づけられ、本体施設の定員枠外を担っている。こうしたことから、本体施設との関係は深く、本体施設から何らかの支援を得やすい環境にある。

また③の横浜市ファミリー・グループホームでみると定員はおおむね6名であり、年間事務費は約1,200万円（措置単価を計算すれば約17万円）である。さらに、30名定員の児童養護施設をみてみよう。措置単価は158,610円と小規模施設加算が15,700円、特別指導費加算分5,200円、学習指導加算分8,120円、指導員特別加算分6,270円、特別指導費加算分5,200円、寒冷地加算分1,490円と、計205,090円となり、さらに付加事業や雇用する職員によって、小規模グループケア担当加算分15,630円、家庭支援専門相談員加算分15,630円、職業指導員加算分14,180円、個別対応職員加算分9,260円、心理療法担当職員雇上費加算分6,130円等を付加できる。

ここまでを単純に比較すると、地域小規模児童養護施設の措置単価としては30名定員の児童養護施設より約8,000円高くなるが、逆にファミリー・グループホームは約35,000円ほど低くなる。これにその他の加算分による職員配置を考えれば、さらに低額に抑えられている状態であることがわかる。地域小規模児童養護施設もファミリー・グループホームも基本的には措置される子どもの持つニーズは共通し、いわゆる単純養護ケースを扱ってい

るのではない。

現在横浜市には9箇所のファミリー・グループホームが展開されているが、このことをもう少し別の角度からみながら考えてみたい。

現在FGHは6名程度の定員で行われているが、これの定員を下げても（この意味はレスパイト分やショートステイ分、一時保護分の「空き」定員という考え方についても後で言及したいが）、4名の「30名定員の児童養護施設」と同様の資源として合わせて考えてみる。

1) 6名定員を30名定員児童養護施設として家庭支援専門相談員と心理療法担当職員をおいた場合

{措置単価 205,090円 + (家庭支援専門相談員 15,630円 + 心理療法担当職員 6,130円)}
×12(ヶ月) ×6名 ×5 = 81,666,000

2) 6名定員で30名定員の児童養護施設の事務費

$205,090 \times 12 \times 6 \times 5 = 73,832,400$

3) 地域小規模児童養護施設として6名定員のものが5箇所ある場合

$213,080 \times 12 \times 6 \times 5 = 76,708,800$ (但し、家庭支援専門員と心理療法担当職員は本園会計で別として計算)

4) 横浜市ファミリー・グループホーム6名定員分で5ホームを運営している形態としたとき

$170,000 \times 12 \times 6 \times 5 = 61,200,000$

このように養護定員30名をどのように満たすのかという「手段」を考えれば、現行のファミリー・グループホームによって実施することが最も費用を小さくて可能な方法ということになる(里親が確保できればさらに低くなるが、地方行政による補助が出されている「ファミリー・グループホーム」と児童養護施設との比較をまず考えたい)。仮にファミリー・グループホームがいくつか集まって法人格をとって、児童養護施設としての認可を得れば、そのまま雇用しない場合、 $73,832,400 - 61,200,000 = 12,532,400$ △となり、3~4人程度の補助的スタッフ(常勤)の雇用も可能である。あるいは既存の法人格を利用して、地域小規模を分散して行うとすれば、一箇所について約400万円の余剰となり、ここでも一人の雇用確保が望まれる。さらにファミリー・グループホームを施設のランチと考えて、法人格を取得し、「児童養護施設」とすれば、児童家庭支援センターの設置も可能となる

さて里親ではどうか。④-1は里親手当が約30,000円、④-2の専門里親の場合約91,000円となる。専門里親については筆者が専門里親研修での事例検討の助言者として関わっている際の専門里親の発言・記録からすれば、相当困難なケースが専門里親の元にもいることは明らかである。試算するまでないが、専門里親は施設の半分ほどの単価で相当困難な虐待ケースを受けていることになり、「浮いた分」を根拠としてその支援をすることが求められることになるだろう。

4 生活の場による「格差」からみる残された課題

これまでみてきたことから、社会的養護における根幹に関わる問題の一つを垣間見ることができる。一つは社会的養護の必要な子どもに掛けられている公費に裏付けられた「費

用」が生活するところ（場所）による格差があり、このことからサービスの質や内容、継続性に問題や違いを生じている場合があるとすれば、社会的公平性およびシステムとしての合理性・整合性を欠いているともいえる。児童養護施設もファミリー・グループホームも、日常生活諸費など事業費分は同水準に維持され、個々の養護内容の充実度としてみれば（特に厚生労働省のいう「家庭的な」部分の担いやすさやノーマライゼーションの観点からすれば）、里親やファミリー・グループホームにおける養護効果の有効性は高いものであると考えられる。しかし、「夫婦」だけで子どもの援助を行う場合、それを支援するものが少なく、個人に起こりうる生活上の諸般の出来事（本人や近親者の病気や死亡など）のため、継続性が脅かされるリスクは施設より高くなる。社会的に必要な資源であるとするならば、実際に施設にかけられている措置単価とファミリー・グループホームのそれや里親手当との「差額」について勘案し、一人ひとりの子どもに対する支援や生活の場の安定確保継続（循環）のために活用することは論理的に整合性があると考えられる。

さらに二点目としては、児童福祉法の改正からも明らかなように、児童相談機能もこれから市町村に持たされる事柄が増え、児童相談所は重篤な虐待対応等に専門特化される。そのためには、地域における社会的養護システムの強化がさらに必要となっている。こうした流れから考えられることは、地域福祉と子ども家庭福祉が積極的にリンクし、換言すれば社会的養護を地域福祉の枠組みの中での明確な位置づけを与えていくことも必要になる。現在の特定地域に偏在し、広域措置されてきた児童養護施設、乳児院を中心とする養護体系から、地域社会に受け皿となるファミリー・グループホーム、里親、専門里親などのといった小回りの利く資源を地域内に積極的に開拓・拡大し、そしてそれを支援する仕組みが地域社会に展開するような体制を確保し、例えば中核市程度の行政規模の地域社会ではどのような社会的養護システムを展開できるのかという地域の社会的養護システムに関する今後のビジョンが必要となってくるのが考えられる。今日依然として里親制度の伸び悩みや、ファミリー・グループホームの担い手を養成していない（準備していない）現状は大きな社会的リスクを抱えていることとなる。さらに実態として、「養育計画」を立てる児童相談所の役割が実際には十分に果たされていない児童相談所もみられることから、児童相談所が現状のままで急に里親やそれに準ずるファミリー・グループホームに対し、十分なサポートを開始する体制が早急に確保できると考えることは無理がある点に対する新たな視点が必要である。

もう一点は、国の地域小規模児童養護施設や一部自治体のグループホームやファミリー・グループホームなどが、概ね6名の定員とされていることである。この6名という数値が子どもの育ちに最適であるとか、有効性が高いことを検証する実証的研究はほとんどなく、現状の定員数が子どもの最善の利益を守るための養育の場という見地からの意味する根拠はわからない。ただ制度として運用される際、児童福祉施設最低基準の児童養護施設の子どもと保育士等職員との人員配置で使われている現行の6対1という配置基準がそのまま使われていると解される。施設の小規模化を考える上では、子どもの生活集団と職員集団との適正規模についても検討が必要である。（筆者は子どもの定員は3名、もしくは4名がグループダイナミクスとしても妥当性が高いと考える。な夫婦の養育者およびその実子が0～3名を考えれば、およそ6～9名、10名以内の集団規模となる）と考える。この

場合、ファミリー・グループホームと複数の子どもを養育する養育里親との違いがどこにあるのかと問う声もあろうが、先に述べたように社会的養護体系における措置単価の整合性と社会的公平性から、里親以上に専門性と継続的な援助を担うことが可能な資源であるとして、それぞれの養護体系の再考を今後行っていきたい。）

本稿では、現状で肯定的に取り上げられてきた「施設の小規模化」の潮流の元、社会的養護体系における制度論的問題を背景に、今後新たに再考することが求められる諸点を提示した。その他の今後の課題として、①一施設で地域小規模児童養護施設と自活訓練ホームが併用できないこと、②地域小規模児童養護施設が定員の枠外であること、③既存の児童養護施設の専門特化に関すること（例えば発達障害や情緒障害児対応型、里親支援型、地域ニーズへの対応強化型、一時保護・短期目的型、自立援助ホーム型ないしは自立支援専門特化型など、児童養護施設・乳児院一体型など）やそれにあわせた施設の小規模化に関する検討の必要性、④抜本的に里親、里親型ファミリー・グループホーム担当者の開拓と養成制度、ケアシステムを見直す必要があること、などの課題が残されている。

里親（ファミリー・グループホーム）における家族支援のあり方に関する研究 —ファミリー・グループホームにおける職員への個別面接調査を通して—

本論文執筆者：齋藤美江子（東京都八王子児童相談所 児童福祉司）

里親等ヒアリング調査者（研究分担者）： 齋藤 美江子（東京都八王子児童相談所） 篠島 里佳（横浜市中央児童相談所）

鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

研究目的

平成 16 年度の厚生労働省の予算概算要求において、児童養護施設には家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置がされ、児童養護施設に入所をする子どもたちが一日でも家庭調整がされ、家族とともに生活することために支援を行うことが子どもとその家族にとって重要なことであると考えられる。さらに、現在、日本における子どもたちの最善の利益を考えたときに、より地域社会に密着した家庭的な中で生活を行うことが要保護児童には望ましいとの観点から里親委託が推進されている。しかし、現状としてはなかなか進んでおらず、従来、里親に委託される子どもたちの多くは実親との関係が稀薄であり、家庭復帰がままならない児童が中心とされてきた。しかし、現状は親がいながら里親委託されているケースは約 7 割弱おり、虐待を主訴として里親の下で生活を余儀なくされているケースは約 4 割強となっている。さらに、里親委託後に家族との交流がある児童は約 2 割強となっており、家庭復帰の見通しがたてる子どもたちはわずか 1 割強となっている。平成 14 年度には被虐待児童の養育を行う専門里親制度が導入され、専門里親には委託された児童の家庭調整に協力しなければならないことが明記されている。子どもたち一人ひとりの最善の利益を考え、以上を踏まえ、今後は里親家庭においても子どもたちの家庭復帰に向けた支援や取り組みを行うことが重要である。

そこで、今回のこの調査においては被虐待児童を受託した里親家庭において、子どもたちの家庭復帰を促進するためにどのような援助が展開されているのかを明確にし、里親家庭に必要な家族支援とは何であるか、今後の課題について考察をすることを目的とする。

1 調査対象

今回の調査対象は、現在、専門里親の登録をしていない里親であっても被虐待児童を委託している現状があることを踏まえ、専門里親に限定せず、被虐待児童を家庭復帰させた経験のある里親、あるいは家庭復帰に失敗をした経験を持つ里親を対象とする（そして、今回は被虐待児童で家庭復帰をした、あるいは家庭復帰しようとしたケースを取り上げるため、そのような経験がある広義の意味で里親の中にも含まれるファミリーグループホームインタビューをすることにした）。

2 調査方法

①事例の選定：調査依頼の時点で入所時あるいは入所後に虐待の存在が確認され、なおかつ平成 16 年度中（なければ平成 15 年度中）に親と子どもの関係が改善されたケース、あるいは改善に至らなかったケースとした。今回は改善されたケース 2 件、改善に至らな

ったケース 5 件、合計 7 ケースを収集することができた（インタビューは合計 8 ケースしたが、対象とならないものが残念ながらあった）。

②調査方法：基本的質問項目によって流れを構成し、あとは自由に質問を展開する半構造化面接法による聞き取り調査を行った。

③分析方法：聞き取った項目は児童養護施設のインタビューに準ずるものであり、特に里親に聞くことが必要であると思った項目はあえてプラスしたので詳細は資料参照されたい。聞き取った内容については、一つひとつ丁寧にテープおこしをした上で、逐語記録を作成し、質問項目に添ったデータとして整理をする。さらに、得られたデータについては KJ 法によって、小項目、中項目、大項目に分類し、共通項を抽出した。

3 調査結果

調査結果については家庭復帰に至ったケース、家庭復帰に至らなかったケースの順で質問項目に添った結果を報告する。

①事例の概要

(1) 家庭復帰に至ったケース

ケース①

本児と妹と母親の 3 人の母子家庭である。母親はアルコール中毒症であり、精神的に不安定な人である。母親は特に本児に対しては依存的であり、母親一人で生活することが不安であるとのことで本児をいつも頼っていた。このファミリーグループホーム（以下、FGH とする）に委託以前に、本児は施設入所措置を 2 回（この FGH に 1 度幼稚園の年中の時措置されている）、一時保護を 1 回（この FGH に 1 度一時保護されている）、計 3 回施設等の生活を経て FGH に委託されている。ファミリーグループホーム委託期間は小学 4 年生から高校 1 年生までの約 7 年である。具体的には家庭復帰に向けて行った援助としては、母親が本児の学校行事への参加（運動会等）をしたり、母親を本児と一緒にファミリーグループホーム内において宿泊訓練させながら親子関係調整を図ったり、本児宅への段階的帰省練習（里父・里母が本児宅への車で送り迎え、本児宅への週末の定期帰省を月に 2 回実施）、依存症の母親からの電話はいつでも制限なくとる（ただし、子どもに悪影響を及ぼすと里父・里母が判明したときには電話は取り次かず）、いつでも母親は電話をした上でファミリーグループホームに本児の面会に来ることができる、里父・里母は母親の話しをじっくり聞く等を本児と母親に直接援助していった。母親は依存的であり、子どもを返して欲しい一点張りであり、以前、下の妹の方だけ家庭復帰に至ったが母親の病気のために FGH にて再度生活が始まることになった。児童相談所の児童福祉司が母親の病院の主治医の対応や生活保護のケースワーカーとのやりとりをし、里父・里母が母親と子ども対応をし、役割分担をすることによって、この家族の支援を行った。家庭引き取りについては母親の精神的安定と母親のかねてからの本児の家庭引き取りの依頼、本児の高校生になったら家から通いたいという要望があったことがあげられる。現在は母親宅より真面目に本児は高校に通学しているとのこと。そして、現在も本児の妹が FGH に委託されているため本児はよく宿泊に来るとのことであり、以前は 8 割 FGH で生活し、2 割が母親宅であったのが、

現在は8割が母親宅で生活し、2割がFGHに遊びに来たり、宿泊しているとのことである。

ケース②

本児と両親の3人家庭。両親の勾留によって、4歳で児童養護施設入所。途中、施設においていじめに遭い、その後、施設不調（措置変更）ということで小学2年生から4年生まで約2年間FGHで生活することになる。両親が相次いで（1年のズレあり）保釈されたことにより本児は家庭引き取りとなる。母親の方が父親より1年早く保釈され、そのとき1年かけて家庭復帰に向けた取り組みを母親と子どもの2人で始め（ファミリーグループホーム内で御飯や入浴、宿泊を一緒にやるとともに母親とファミリーグループホーム内にて話し合いを何度もする）、その後、父親が出所し、その後2ヶ月で本児のことを引き取る。父親曰く、勾留のため本児のことを委託していたのであって、保釈されたので家庭に引き取るのは当然であり、本児とともに生活ができなくては親の役割を果しておらずおかしいとの見解であり、両親は本児を早く引き取りたい（特に父親は本児の強い引き取りを要求し、母親が父親の1年前に出所していたにもかかわらず本児を何故引き取っていないかについて不満を抱いていた）、また、本児に関しても両親のもとに帰りたい気持ちがあった。両親が勾留となり、本児の委託となったが、児童福祉司から委託主訴は両親勾留のためであるが、実際には身体的虐待とネグレクトも本児にあったとのことを里父・里母は聞いていたとのこと。本児と両親の勾留中の支援としては、本児に手紙を書かせ、母親からは月一回返事が返ってきたとのこと。父親とも年に数回ではあるが手紙のやりとりがあったとのこと（本児には遠くに働きに両親は出掛けている話になっていたとのこと）。母親が保釈されてからは面会・外出は制限なく宿泊訓練については毎週末に母子関係を見守りながら行い、特に当時は虐待等の親子関係もみられなかったので家庭引き取りとなったとのこと。最初に家庭引き取りに向けて母親と里父と里母が考えていたのは、本児が転校は嫌だといったので、FGHの近くにアパートを借りて生活をする予定であった。しかし、父親の登場により実際本児は転校となり、FGHを出て行った後に、里父や里母から本児宅に電話や誕生日のお祝いの手紙を出してもほとんど返事は返ってこないとのこと。

(2) 家庭復帰に至らなかったケース

ケース①

本児、異母姉、父親の3人家庭。小学校卒業前から高校二年まで委託される。主訴は父親による本児への養育拒否（ネグレクト）である。父親との面会・外出日の設定をしてもドタキャンが多く、本児に父親がリップサービスをすることが多く、里父や里母は実際できないことについては本児に話しをしないように父親に伝えるものの父親は相変わらず言動が一致せず、本児へリップサービスを繰り返したとのこと。父親は本児の誕生日にはプレゼントを持ってくるという。プレゼント等で本児に期待させるものの、しかし、実際父親の行動が伴わず、いつも本児ががっかりし落胆する結果が多くあった。また、里父と里母の実子と本児が2才しか年齢が変わらず、里父・里母と実子の関係性を見て、本児もそうしたいが何か入りきれないものがあったり、中学生であり、反発と差別感も感じていたようであったとのこと。さらに、当時、週末帰省等をしているケースが多くあり、そうい